

1 県内の消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）の設置状況

【 県 】 名 称：福島県消費者安全確保地域協議会（事務局：消費生活課）

設 置：令和2年10月19日

構成員：社会福祉課、高齢福祉課、健康づくり推進課、県警本部生活安全企画課、福島県社会福祉協議会

福島県生活協同組合連合会、ヤマト運輸(株)、福島県耐震化・リフォーム等推進協議会

【市町村】 8市町で設置（福島市、南相馬市、鏡石町、西会津町、石川町、広野町、会津若松市、富岡町）

（第2期福島県消費者基本計画 目標設置数：令和12年までに15以上）

2 設置が進まない主な要因（令和6年度設置状況調査、令和7年度市町村訪問時の意見）

- ・消費者行政部門と福祉部門との連携が希薄な市町村が多く、地域協議会の設置が低調。
- ・福祉部門において、高齢者の見守り機能を追加することに負担感を感じている市町村が多い。
- ・規模の小さい自治体など、すでに見守り活動等ができているとして、そもそも設置の必要性を感じていない。
- ・課内の人手が足りず、見守りネットワークの話を進めることができない。
- ・民生委員の方を含め、見守りネットワークの構成員となる多くの人が様々な役職を兼任している状況であり、そこへさらに協議会の役割の兼任をお願いするのは躊躇してしまう。
- ・協議会を作らなくても、近所付き合いを行う上で、地域のネットワーク自体が完成している。

3 令和7年度に実施した県から市町村へのアプローチ

- ・市町村訪問：既存の組織をベースとして協議会づくりの提案など、設置に向けた伴走支援を実施。（計11市町村）
- ・研修会の開催：会津若松市にて開催【内容：協議会設置について、高齢者トラブル事例紹介など】
- ・見守りサポーター養成講座の開催（7月、9月、11月）
- ・啓発活動：出前講座、啓発用資材（高齢者見守り手帳、見守りサポーターHANDBOOK等）の配布など。